

(案)

令和7年2月3日

部局長各位

東京大学総長選考・監察会議

議長 板東 久美子

次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて（依頼）

日頃より、総長選考・監察会議にご協力賜り、誠にありがとうございます。

総長選考・監察会議は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学の総長選考を実施してまいりました。今年度は、総長任期6年のうち、現総長就任4年目という総長任期の後半に差し掛かりましたので、総長選考・監察会議は、次期総長選考に向けて、選考に関する制度設計の検討等、準備を進めてまいりたいと存じます。

東京大学における次期総長選考にあたり、総長選考・監察会議としては、国立大学法人法及び国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨・内容を正確に理解した上で、東京大学憲章が掲げる理念・精神を適切に反映し、社会的にも説明可能な総長選考のあり方を検討していく必要があると考えています。

つきましては、総長選考・監察会議での今後の次期総長選考の制度設計等の具体の検討をしていく上での参考とさせていただくため、この度、皆様にアンケートを実施いたしますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

なお、「求められる総長像」及び総長選考プロセスについては、当該アンケートを参考とし、総長選考・監察会議で案を策定した上で、改めて学内構成員に対して、パブリックコメントを実施する予定です。

おって、このアンケートは、令和7年2月10日までに下記提出方法により送付くださるようお願い申し上げます。

記

1. 実施目的

総長選考・監察会議での今後の次期総長選考の制度設計等の具体の検討をしていく上での参考とさせていただくため、アンケートを実施する。

2. 対象 部局長（部局内で意見を集約することも可とする。）

3. 提出方法

以下提出用フォルダにアップロードをお願いいたします。

https://univtokyo.sharepoint.com/teams/Teams.houki.adm/_layouts/15/onedrive.aspx?p=26&s=aHR0cHM6Ly91bml2dG9reW8uc2hhcmVwb2ludC5jb20vOmY6L3QvVGvHbXMuaG91a2kuYWRtL0Vqc25JUUVBHc0p4Q2kzUmpZenJaYmxVQnlUWTJXVDBLMkxIT3EwY0FZM3ZfUUE

4. アンケート結果の取扱い

本アンケートの回答は、総長選考・監察会議委員が次期総長選考に関する制度設計につ

(案)

いて検討する際の参考として使用する。なお、アンケート結果については、部局名を秘匿した上で、その概要を総長選考・監察会議の資料として、HP で公表することを予定しておりますが、本アンケートの回答内容をそのまま公表することはありません。

総長選考・監察会議 HP : https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html

5. 締切 令和7年2月10日(月)

6. 参考資料

- 1.次期総長選考に向けた主な検討スケジュール(イメージ)
- 2.R2年度東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)
- 3.令和4年度の総長選考会議への申し送り事項
- 4.東京大学総長選考・監察会議内規
- 5.東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
- 6.求められる総長像(令和2年4月28日 総長選考会議)
- 7.総長候補者資料一式(書式)
- 8.参考データ
 - ①教職員数(東京大学の概要2024)
 - ②学部・大学院学生数(東京大学の概要2024)
 - ③教員数及び特任教員数の任期の有無・文理別の比較(令和6年度) 取扱注意
 - ④教職員のうち、事務系・技術系・医療系職員における職名別人数(R6.5.1) 取扱注意
 - ⑤本学の人数構成と代議員の占める割合について 取扱注意

【担当】 本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

次期総長選考に向けた課題に関するアンケート 回答用紙 (※切 2/10 (月))

所属、氏名をご記入のうえ、設問にお答えください。

なお、回答欄が不足する場合は、適宜ページ、行を追加してご使用ください。

所 属	
氏 名	

<提出方法>

以下提出用フォルダにアップロードをお願いいたします。

https://univtokyo.sharepoint.com/teams/Teams.houki.adm/_layouts/15/onedrive.aspx?p=26&s=aHR0cHM6Ly91bml2dG9reW8uc2hhcmVwb2ludC5jb20vOmY6L3QvVGVhbXMuaG91a2kuYWRtLOVqc25JUUVBHC0p4Q2kzUmpZenJaYmxvQnIUWTJXVDBLMkxIT3EwY0FZM3ZfUUE

【現行の総長選考プロセス (概要)】 <参考資料2、参考資料4、参考資料5>

- 1 総長選考会議から、「求められる総長像」の提示
- 2 第1次候補者(10人+ α)の選出・・・各部局から選出された代議員(常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師=各部局4人計144人、その他の常勤の教職員=各部局1人計34人、総数178人)で構成される代議員会において投票を実施し、第1次候補者(10人を限度)を選出する。
また、経営協議会において、代議員会で選出された候補者以外の者を第1次候補者(2人程度)として推薦できる。
- 3 第2次候補者(3人以上5人以内)の選定・・・総長選考会議において書類選考、面接等の調査を経て、3人以上5人以内の候補者を決定
- 4 総長予定者を決定・・・総長選考会議が、第2次候補者について、常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師による意向投票を実施し、その結果を考慮して総長予定者を決定する。

1. 総長選考プロセスの大枠について

(1) 代議員会の構成について

【現行】<参考資料5>

部局教授会構成員選出の代議員(研究科、学部、研究所等各4名ずつ)及びそれ以外の教職員選出の代議員(各部局1名)で構成。

① 第1次総長候補者を選出する代議員会の構成として適切であるとお考えのものをお選びください。(複数回答可) 【必須】

a 現行のとおりでよい (その理由をお書きください)

b 教授会構成員以外の教職員の代議員数を増やすべき (その理由をお書きください)

c その他 (その選出方法、選出基準についても併せてお書きください)

② aを選択した場合は、その理由をお書きください。b,cを選択した場合は、その代議員選出方法、選出基準についてお考えをお書きください。【必須】

【a,bを選択した場合→理由を記載】

【cを選択した場合→代議員選出方法、選出基準を記載】

(2) 意向投票の投票権を付与する範囲について

【現行】<参考資料5>

常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師(クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用する者を含む。)

① 第2次総長候補者に対する意向投票の投票権を付与する範囲として適切であるとお考えのものをお選びください。(複数回答可) 【必須】

a 現行のとおりでよい

b 常勤の特任教員にも投票権を付与すべき

c 幹部職員にも投票権を付与すべき

d その他 (その選出方法、選出基準についても併せてお書きください) 【自由記述】

【自由記述 (dを選択した場合のみ)】

(3) 求められる総長像について

【現行】 <参考資料6>

東京大学の課題・将来像を踏まえた総長像の在り方について、ご意見がありましたらお書きください。【任意】

(4) 意向投票の在り方について

【現行】 <参考資料5>

有効投票の過半数を得るまで3回の投票を行う。投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは3回目の投票において得票多数の者2人について1回に限り投票を行う。(最大で投票3回+決選投票1回)

意向投票については、以下のような見解が示されています。

「令和4年度の総長選考会議への申し送り」P2 1. (1)③<参考資料3>

総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であるとする。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。

総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書(令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース)P16

「2014年の法人法改正は学長選考における学長選考会議の主体性を強化することを内容とし、また、ガバナンス・コードにおいては「学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要な資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。」(補充原則 3-3-①)と定めている。

もともと、2014年改正を含めて法人法は決して意向投票を一律に禁止するものではない。意向投票制度の採否及びその具体的な形態は、各国立大学法人の歴史と個性に開かれた構造となっていると考えられる。ただし、ガバナンス・コード及び各種の政策文書(例えば中央教育審議会大学分科会『大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)』、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ『国立大学法人の戦略的経営実現に向けて』2020年12月)が示すように、意向投票を行う場合には、その意味づけを明確にし、社会に対する説明責任を果たす必要がある。本学として重要なことは、法人法及びガバナンス・コードの趣旨・内容を正確に理解した上で、憲章が掲げる理念・精神を適切に反映し、そして社会的にも説明可能な総長選考のあり方を検討することであると思われる。」

①意向投票において、複数回投票で一人に絞る必要があるとお考えでしょうか。その理由も

併せて記載してください。【必須】

a 複数回投票で一人に絞る必要はない

b 複数回投票で一人に絞る必要がある

【a,b どちらを選択した場合も必須】

②適切な意向投票の在り方についてご意見があればお書きください。【任意】

2. 総長選考プロセスにおける具体的事項について

(1) 構成員等に対する候補者情報の発信・提供の在り方

【現行】

<①第1次候補者に関する情報の公表>

第1次候補者の氏名を50音順により代議員会の席上において発表。各第1次候補者の得票数及び順位は発表しない。<参考資料5>

<②第2次候補者に関する情報の公表>

第2次候補者氏名の告示:学内のみ公表(部局長あて通知、併せて学内ポータルサイトに略歴、候補者資料、所見のほか顔写真を掲載)

<③第2次候補者に関する構成員への情報の提供>

動画配信等について、総長選考会議が主催するものとしては行わなかったが、一部の部局の有志が主催する形式で第2次候補者の所信表明の動画配信が行われた。

①第1次候補者に関する情報の公表について、第1次候補者は立候補制ではなく推薦されて選ばれており、第2次候補者に選ばれなかった方への配慮から、従来からその氏名を公表しない扱いとしています。これを踏まえて、適切であるとする選択肢をお選びいただき、併せて理由もお書きください。【必須】

a 第1次候補者に関する情報の公表が必要

b 第1次候補者に関する情報の公表は不要

【a,b どちらを選択した場合も理由をお書きください】

②第2次候補者に関する学外への情報の公表について、適切であるとする選択肢をお選びいただき、併せて理由もお書きください。【必須】

a 必要

b 不要

【a,b どちらを選択した場合も理由をお書きください】

③第2次候補者に関する総長選考・監察会議委員及び構成員への情報の提供について【必須】
第2次候補者の情報の提供については以下のような見解が示されています。

「令和4年度の総長選考会議への申し送り」P3 1. (2)③<参考資料3>

特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。

総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書(令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース)P17

第2次候補者の動画配信は、意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行う上で重要な意味を持ちうると思われる。

これらを踏まえて、第2次総長候補者に関する情報提供を充実化する場合、どのような内容のものを実施したほうがよいとお考えでしょうか。(複数回答可)

- a 現行のとおりでよい(候補者に関する資料の提供のみ)
- b 総長候補者の所信表明の動画配信(総長選考・監察会議主催)
- c 総長候補者の所信表明を聴き、質疑応答できる場の設定(総長選考・監察会議主催)
- d その他【自由記述】

【dを選択した場合は必須】

④上記③の c を実施する際に候補者にお聞きした方がよいと思われる内容があればお書きください。【任意】

【cを選択した場合、必要に応じてお書きください】

⑤総長候補者の資料について【任意】

【現行】＜参考資料7＞

- ・略歴(顔写真入り)
- ・総長候補者資料
- ・東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見
- ・総長候補者が選任する推薦人2名程度からの推薦書

※前回総長選考実施時は、略歴、総長候補者資料、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見は学内に公表。推薦書は総長選考・監察会議のみで閲覧。

候補者情報の充実化に当たり、他に必要と考える情報がありましたらお書きください。

【自由記述】

3. その他

(1) その他、総長選考に関してご意見がありましたらお書きください。【任意】

例：事務局機能の強化について（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 P14）
選考プロセスにおけるバリアフリーに関する具体的な要望等

【自由記述】

【参考】

- ・[総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書](#)（令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース）
- ・[国立大学法人ガバナンス・コード](#)（令和6年7月 文部科学省・内閣府・国立大学協会）P14
- ・[大学のガバナンス改革の推進について](#)（審議まとめ）（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）P23~24
- ・[国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて](#)（令和2年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）P7~8

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料 1

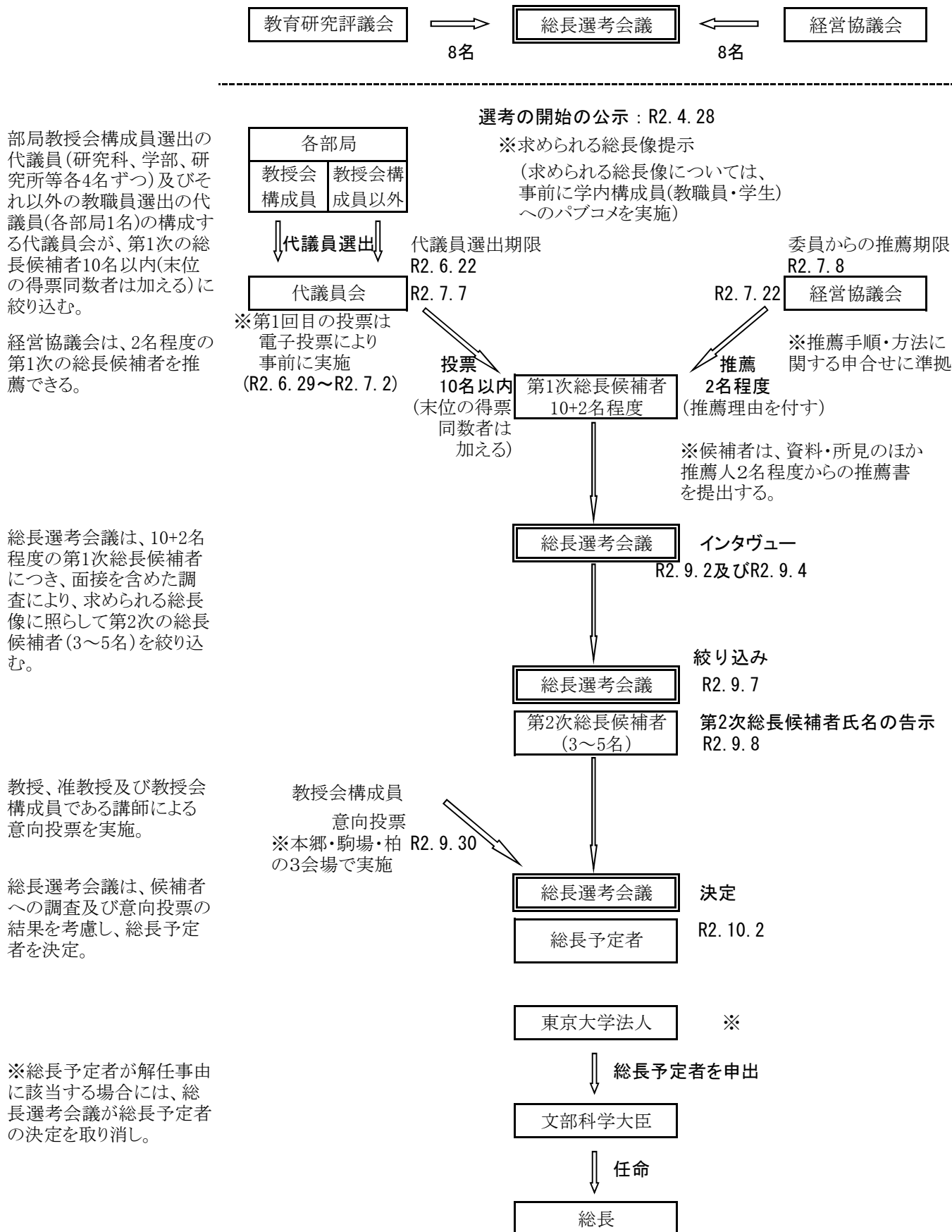
2025 (R7) .1.10
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
主な検討事項																	
求められる総長像				検討				◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント (2週間程度)	検討		◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告				
総長選考プロセス		部局長アンケートの検討・実施		検討				◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント (2週間程度)	検討		◆プロセス等の決定	学内諸会議報告				
規則改正（必要に応じて）				検討				◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント (2週間程度)	検討		◆規則改正	学内諸会議報告				
選考スケジュール																	◆総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)

※ 総長選考に関する以下の日程は暫定的なものであり、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、変更の可能性がります。どうかご了承ください。



令和4年3月16日
総長選考会議

令和4年度の総長選考会議への申し送り事項

令和3年度の総長選考会議においては、『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（令和3(2021)年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース）』を受け、同報告書において「総長選考会議において検討されるべきこと」とされた事項のうち、「(1) すみやかに対応が必要と思われる事項」についてまず検討を行うこととし、主に総長選考会議の議事運営上のルールについて、学内意見募集も行った上で規程類の大幅な見直しを行った。

また、同報告書において「(2) 引き続き十分な議論を踏まえて検討が必要と思われる事項（次期総長選考までに検討）」とされた諸課題及び前年度からの申し送り事項等も踏まえ、総長選考プロセスについても、令和2年度実施の総長選考を省みつつ一定の議論を行った。

さらに、前年度からの申し送り事項であった「総長の業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について」についても検討し、総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法について、大枠の方針を決定した。

これらの検討を踏まえ、下記のとおり次年度へ申し送ることとする。

記

1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

現総長の任期満了に伴う次期総長選考は令和8年度（2026年度）に実施される。前回総長選考（令和2年度実施）のプロセスについては、『令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和2年12月11日 令和2年度総長選考過程検証委員会）』、前述『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書』及び前年度からの申し送り事項の別紙『令和2年度総長選考会議 各委員への意見照会 回答集』等において多くの課題が指摘されているところであり、それらの諸課題については、次期総長選考に向けて引き続き十分な議論・検討が必要である。その検討にあたり、前回総長選考の経験も踏まえて、令和3年度の総長選考会議として特に留意すべきと考える課題を下に記す。

なお、(2)については、前回総長選考プロセスの大枠（特に、代議員会及び経営協議会による第1次候補者の推薦、総長選考会議における第2次候補者の選定等）を所与とした具体的な事項について言及している。次期総長選考については、令和4年度以降の総長選考会議がそれらのプロセスの大枠から決定していくものであり、(2)

の内容は、それらの大枠についての議論を縛る趣旨のものではないことを付言しておく。

(1) 総長選考プロセスの大枠について

①選考プロセス全体

次期選考に向け、総長選考会議において各年度に取り組むべき基本的事項を行程表の形で改めて整理しておく必要がある。

選考プロセスの検討にあたっては、教学と経営の長を分ける可能性が存在することも踏まえ、引き続き双方の長を総長とするか、大学としての方針を改めて確認することが前提となる。

また、選考プロセスへの職員の参画の在り方についても改めて検討する必要がある。

②求められる総長像

現状の「求められる総長像」は、比較的少ない項目と短い文章で構成された抽象度合いの高いものとなっているが、より具体的なものにすべきとの意見もあり、その可能性も含め改めて検討することが必要である。

③意向投票

総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であると考えられる。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。

(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について

①第2次候補者の絞り込み方法

総長選考会議において第1次候補者を第2次候補者に絞り込む方法については、前回選考時よりも詳細なルールを事前に定めておくべきである。ルールを定めるに当たっては、その内容として、次の点の検討が必要である。

- ・東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか、検討すべきである。
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべきであり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる

る批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある。

②候補者情報の収集の在り方

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多角的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。なお、候補者情報の収集の在り方の検討に際しての参考材料とするため、令和2年度において人材コンサルティング会社による調査を試行的に実施したことに関連して、「令和3年度の総長選考会議への申し送り事項」において当該調査の報告会（プレゼンテーション）の実施が申し送られていた。令和3年度の総長選考会議では諸般の事情により実施できなかったが、当該申し送りがあったことを付言しておく。

③候補者情報の発信・提供の在り方

第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれの公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め詳細に議論した上で決定すべきである。

そのうち、特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。

④経営協議会への働きかけ

経営協議会における第1次候補者推薦の在り方についても、そのプロセスの充実・実質化を図る方策、日頃から候補者となり得る者の情報を得る機会の拡大等の点で、問題提起があった。今後、経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す等、総長選考会議としても適切な対応が期待される。

2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

令和4年4月1日施行の国立大学法人法の改正により、総長選考（・監察）会議の権限が追加される予定である。これに伴い、これまで行ってきた総長の業務執行状況の確認について、監事との連携の在り方を含め、その具体的な確認方法を改めて検討する必要がある。

総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法についても、令和3年度中に決定し

た大枠の方針に沿い、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法等、詳細について詰める必要がある。また、将来の総長候補の育成の在り方については引き続きの検討を要する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号
[沿革](#)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 求められる総長像の決定
- (6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (7) 大学総括理事の設置
- (8) 運営方針委員の選任及び解任
- (9) 運営方針委員の任期に関する事項
- (10) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることができない。

- 3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の間接評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

- 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学総長選考・監察会議内規

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆平成16年04月01日 総長選考会議可決

◇平成16年06月15日

◇平成20年01月22日

◇平成20年06月17日

◇平成22年09月21日

◇平成24年04月18日

◇平成26年07月08日

◇平成27年03月13日

◇平成27年11月20日

◇平成30年03月20日

◇令和02年04月28日

◇令和04年03月16日

◇令和06年01月24日

◇令和06年09月26日

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表 1 に定める区分ごとに各 4 人(ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。)

イ. 第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに各 1 人

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする(学部の場合を除く)。ただし、別表 1 の「全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者(第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。) 1 名を含めることができる。

(3) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。

(4) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(5) 第 1 号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(6) 別表 2 の区分に掲げられた部局(「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く)の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして取り扱う。

(7) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外

の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(8) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の第1次候補者を定める方法について

(1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授（名誉教授を含む） ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。

3. 内規第9条及び第10条による第1次総長候補者について

(1) 選考・監察会議委員が第1次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第1次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。

(2) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求めるものとする。

(3) 選考・監察会議は、第1次総長候補者に選出された者全員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
- (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。
- (3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。
- (4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。
- (5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局（投票場）において行う。
- (6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。
- (7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。
- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。
- (9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所 に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用 施設及び文書館

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医学部附属病院
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区に所在する事務組織
本部
附属図書館
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

別表 3

所 属	投票を行う部局
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科
高大接続研究開発センター	本部
カブリ数物連携宇宙研究機構	宇宙線研究所
ニューロインテリジェンス国際研究機構	医学系研究科
未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科
低温科学研究センター	理学系研究科
総合研究博物館	理学系研究科
環境安全研究センター	理学系研究科
情報基盤センター	理学系研究科
素粒子物理国際研究センター	理学系研究科
空間情報科学研究センター	新領域創成科学研究科又は物性研究所
文書館	本部

令和2年4月28日
総長選考会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

生年月日

昭和 年 月 日 (歳)

学 歴

昭和〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業

〃 〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻修士課程修了

平成〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程修了

資 格

平成 〇. 〇. 〇〇 博士 (〇〇学) (〇〇大学)

専 門

〇〇〇〇〇〇〇〇学

職 歴

※ 年齢は年度末年齢

※ 顔写真について、ご自身で用意する別の写真の掲載を希望される場合は、本略歴ご確認後の提出の際に、電子データにて併せてご提出をお願いします。

※ 項目1.～9. は項目ごとの記載分量は自由ですが、全体で2頁以内に収まるように記入してください。項目10. 及び項目11. は必ず頁を変え、各1頁以内としてください。その他資料等は添付しないでください。

(別紙4)

総長候補者資料

記入例

(年 月 日現在)

1. 氏名及び年齢（年齢は令和2年度末年齢）

○ ○ ○ ○（○○歳）

2. 現職

○○○○○○○○

3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

○○博士（○○大学）（○○年○月）

4. 学歴（大学卒業以降）

○○大学○○学部卒業（○○年○月）

○○大学大学院○○研究科○○専攻修士課程修了（○○年○月）

○○大学大学院○○研究科○○専攻博士課程修了（○○年○月）

5. 主な職歴

○○年○月

○○年○月

○○年○月

○○年○月

○○年○月

・・・

6. 主な教育・研究・社会活動

学部前期課程、後期課程、大学院の数学を担当

教育学研究科を兼担、数学教育を担当

・・・

数学特に可積分系の理論を研究

・・・

20年以上、高等学校数学教科書の編修

10年以上、中学校数学教科書の代表著者

・・・

7. 主な著作（研究論文を含む。）（題目、出典、発行年を記載）

「○○○○○○」 ○○出版会（○○年）

・・・

8. 学会、審議会等における主な活動

平成7年～9年 日本数学会理事長、新しい学会誌を創刊

平成9年～17年 日本学術会議会員、機構改革に参加

・・・

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、非専門家向けに1頁以内で解説してください。

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1頁以内でできる限り具体的に説明してください。

※ 全体で2頁に収まるようにご記入願います(2,400字程度)。

※ 1.～5.の項目については、現状を継続すべきと思われる点と改革すべき点と思われる点をできる限り具体的にご説明願います。(別紙5)

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏名:

1. 東京大学の教育について、お考えをお聞かせ下さい。

2. 東京大学の研究について、お考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の運営・経営について、お考えをお聞かせ下さい。

4. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方（執行部体制のあり方を含む）と教員以外の構成員を含めた学内合意形成の進め方について、お考えをお聞かせ下さい。

5. 上記1.～4.以外で東京大学が重点的に取り組む必要があると考えているものは何ですか。

6. その他（各候補者において任意で記述するものとし、自由にご記入願います。）

年 月 日

東京大学第1次総長候補者に係る推薦書

東京大学総長選考会議議長

〇〇 〇〇 殿

推薦者

氏名 〇〇 〇〇

所属 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

職名 〇〇〇〇

私は、東京大学第1次総長候補者となった下記の者について、次期総長の適任者として、別添の推薦理由を添えて推薦いたします。

記

第1次総長候補者氏名 〇〇 〇〇

(別添) 推薦理由 (1 ページ目)

推薦者 (記入者) 氏名 :

※ 推薦理由について、「求められる総長像」を踏まえ、下に列挙した観点から、2 頁以内でできる限り具体的にご説明ください。(その他資料等は添付しないでください。)

- ・ 候補者の教育・研究・社会活動
- ・ 候補者の組織の運営・経営に関する実績と成果
- ・ 候補者に関するその他の特記事項

(別添) 推薦理由 (2 ページ目)

役員等・教職員数

役員等		
総 長	1	
理 事	9	(うち1名は非常勤)(うち6名は副学長兼務)
監 事	2	(うち1名は非常勤)
副 理 事	8	
計	20	

特定有期雇用教職員	男	女	計
卓越教授	5		5
特任教授	105	17	122
特任准教授	156	37	193
特任講師	105	49	154
特任助教	361	159	520
特任研究員	772	326	1,098
学術専門職員	101	284	385
特任専門員	62	40	102
特任専門職員	65	353	418
看護師(有期雇用)	2	15	17
医療技術職員(有期雇用)	27	41	68
薬剤師(有期雇用)	1	5	6
臨床工学技士(有期雇用)	1	1	2
栄養士(有期雇用)		7	7
診療放射線技師(有期雇用)	1	2	3
臨床検査技師(有期雇用)	1	4	5
理学療法士(有期雇用)	1	1	2
作業療法士(有期雇用)		1	1
計	1,766	1,342	3,108

教職員	男	女	計
教 授	1,207	142	1,349
准 教 授	811	172	983
講 師	244	56	300
助 教	1,040	256	1,296
助 手	10	16	26
教諭・養護教諭	25	14	39
高度学術専門職員	3	1	4
事務系職員	787	852	1,639
技術系職員	414	135	549
医療系職員	276	1,778	2,054
その他職員	1	3	4
計	4,818	3,425	8,243

職域(時間)限定職員	男	女	計
高度主事員		2	2
主事員	3	98	101
主事員(時間限定)	8	204	212
高度技術員	1		1
技術員	5	3	8
技術員(時間限定)		3	3
上席高度学術員	2	4	6
高度学術員	1	8	9
学術員		5	5
学術員(時間限定)		6	6
計	20	333	353

(令和6年5月1日現在)

参考資料 8

学 部

課程	学部	学部学生			学部研究生			学部聴講生			計		合計
		男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	
前期課程	教養	5,230	1,424	6,654							5,230	1,424	6,654
		77	55	132							77	55	132
後期課程	法	674	235	909				10	5	15	684	240	924
		4	9	13							4	9	13
	医	397	113	510	2		2		1	1	399	114	513
		2		2					1	1	2	1	3
	工	1,901	270	2,171	4		4	12	2	14	1,917	272	2,189
		24	5	29							24	5	29
	文	555	234	789							555	234	789
		5	8	13							5	8	13
	理	596	78	674				3	2	5	599	80	679
		18	1	19							18	1	19
	農	461	155	616							461	155	616
		2	1	3							2	1	3
	経済	657	158	815				3		3	660	158	818
		10	4	14							10	4	14
	教養	343	184	527	4	2	6				347	186	533
		27	25	52		1	1				27	26	53
教育	113	91	204	1		1				114	91	205	
		2	2								2	2	
薬	131	58	189		1	1				131	59	190	
	3	3	6		1	1				3	4	7	
合 計				11	3	14	28	10	38	11,097	3,013	14,110	
					2	2		1	1	172	116	288	

(備考) 1. 本表の上段は総数を示し、下段は外国人留学生を内数で示す。 (令和6年5月1日現在)
 2. 学部研究生とは、学部において特殊事項に関する研究をする者、学部聴講生とは、学部の授業科目を聴講する者。
 3. 本表には特別聴講学生・科目等履修生は含まない。

大学院

研究科・教育部	修士			専門職学位			博士			大学院研究生等			計		合計
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	
人文社会系	190	118	308				247	137	384	18	24	42	455	279	734
	22	31	53				38	37	75	17	22	39	77	90	167
教育学	81	126	207				126	128	254	4	15	19	211	269	480
	4	24	28				6	23	29	3	13	16	13	60	73
法学政治学	24	15	39	308	173	481	61	25	86	5	6	11	398	219	617
	7	7	14	5	5	10	17	13	30	5	6	11	34	31	65
経済学	133	63	196				89	18	107	3	1	4	225	82	307
	43	46	89				6	11	17		1	1	49	58	107
総合文化	313	200	513				413	257	670	44	58	102	770	515	1,285
	47	86	133				78	87	165	34	56	90	159	229	388
理学系	607	137	744				570	129	699	38	14	52	1,215	280	1,495
	66	28	94				132	41	173	29	14	43	227	83	310
工学系	1,891	411	2,302	12	1	13	1,170	281	1,451	77	49	126	3,150	742	3,892
	387	169	556				573	185	758	63	38	101	1,023	392	1,415
農学生命科学	423	203	626				285	185	470	34	18	52	742	406	1,148
	64	73	137				97	110	207	25	14	39	186	197	383
医学系	41	66	107	31	34	65	556	382	938	22	22	44	650	504	1,154
	18	29	47	1	5	6	46	87	133	6	15	21	71	136	207
薬学系	128	44	172				107	65	172	2	3	5	237	112	349
	8	9	17				12	15	27	2	2	4	22	26	48
数理科学	77	2	79				77	2	79	4		4	158	4	162
	5	1	6				11		11	1		1	17	1	18
新領域創成科学	637	279	916				447	209	656	32	17	49	1,116	505	1,621
	213	133	346				196	117	313	32	16	48	441	266	707
情報理工学系	534	45	579				303	36	339	53	4	57	890	85	975
	114	15	129				122	23	145	45	4	49	281	42	323
学際情報	124	139	263				118	83	201	16	10	26	258	232	490
	31	77	108				39	37	76	15	9	24	85	123	208
公共政策学				144	139	283	19	3	22	2		2	165	142	307
				61	64	125	7	1	8	2		2	70	65	135
合 計	5,203	1,848	7,051	495	347	842	4,588	1,940	6,528	354	241	595	10,640	4,376	15,016
	1,029	728	1,757	67	74	141	1,380	787	2,167	279	210	489	2,755	1,799	4,554

(備考) 1. 本表の上段は総数を示し、下段は外国人留学生を内数で示す。 (令和6年5月1日現在)
 2. 大学院研究生とは、本学大学院において特定事項を研究する者。
 3. 本表には特別聴講学生・科目等履修生は含まない。